

○稚内市議会政務活動費交付条例施行規則

平成13年6月26日規則第21号

**改正**

平成25年2月22日規則第1号

稚内市議会政務活動費交付条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、稚内市議会政務活動費交付条例（平成13年稚内市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(交付の申請)

**第3条** 条例第5条に規定する規則で定める申請書は、別記第1号様式の交付申請書によるものとする。

(交付の決定)

**第4条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、交付の可否を決定し、別記第2号様式の交付決定（却下）通知書を当該申請議員に交付するものとする。

(交付の請求)

**第5条** 条例第6条に規定する規則で定める請求書は、別記第3号様式の交付請求書によるものとする。

(収支報告書の書式)

**第6条** 条例第9条第1項に規定する収支報告書の書式は、別記第4号様式によるものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年2月22日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前の稚内市議会政務調査費交付条例施行規則別記第1号様式から別記第4号様式までの規定による交付申請書、交付決定（却下）通知書、交付請求書又は収支報告書は、この規則の施行の日においてこの規則による改正後の稚内市議会政務活動費交付条例施行規則別記第1号様式から別記第4号様式までの規定による交付申請書、交付決定（却下）通知書、交付請求書又は収支報告書とみなす。

別記第1号様式（第3条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第5条関係）

別記第4号様式（第6条関係）